

●香川県告示第359号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町池田1番地18

国際フェリー株式会社 代表取締役 小嶋 光信

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡土庄町字大木戸5165-216

オーキドホテル

(3) 特定施設に関する事項

種	類	旅館業の用に供する洗濯施設	
能	力	5kg 4基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後4箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続2時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	190	240
	化学的酸素要求量 (mg/L)	160	230
	浮遊物質質量 (mg/L)	100	140
	窒素含有量 (mg/L)	60	120
	りん含有量 (mg/L)	10	20
	大腸菌群数 (個/cm ³)	100	3,000
排出される汚水等の量	(m ³ /日)	5	10

種	類	旅館業の用に供する入浴施設	
能	力	215L 6基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後4箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続6時間使用	
排出さ れる汚 水等の	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	100	150

汚染状態	化学的酸素要求量 (mg/L)	80	120
	浮遊物質 (mg/L)	70	140
	窒素含有量 (mg/L)	50	100
	りん含有量 (mg/L)	5	10
	大腸菌群数 (個/cm ³)	100	3,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		1.5	3

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		No.1 排水口	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	浮遊物質 (mg/L)	40	50
	窒素含有量 (mg/L)	20	40
	りん含有量 (mg/L)	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
	排水の量 (m ³ /日)	120	240

区 分		No.2 排水口	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	浮遊物質 (mg/L)	20	30
	窒素含有量 (mg/L)	20	40
	りん含有量 (mg/L)	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排水の量 (m ³ /日)	10	20	

他に排水口が3箇所（雨水専用）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、既設特定施設を廃止するため、排水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年10月7日から同月28日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
土庄町住民環境課